

平成 27 年 2 月 12 日

追加型証券投資信託「中小型バリュー」受益者様各位

ばんせい投信投資顧問株式会社

証券投資信託の信託終了(繰上償還)予定のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託「中小型バリュー」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、下記の通り信託終了日を繰り上げ、平成 27 年 4 月 30 日をもって信託を終了(繰上償還)することを予定しておりますので、お知らせいたします。

なお、このお知らせは、改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(以下「旧投信法」といいます。)第 32 条の規定に基づき、法的手続きの一環として、対象となる受益者の皆様にお送りさせていただくものですので、何卒ご了承ください。

謹白

<記>

〔対象ファンドの名称〕

追加型証券投資信託 中小型バリュー

〔繰上償還の理由〕

当ファンドにつきましては、平成 18 年 5 月 15 日の設定以来、信託約款に規定する基本方針に基づき運用を行ってまいりましたが、受益権の残存口数が信託約款第 43 条第 7 項に規定する口数(3 億口)を下回る状態が継続しており、運用の基本方針に則った運用を継続することが困難であると判断したため、当該規定に基づきまして、信託終了日を繰り上げ、平成 27 年 4 月 30 日をもって償還させていただく予定となりました。

受益者の皆様には、この度の繰上償還につきまして、何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

<参考>

(平成 27 年 1 月 30 日現在)

中小型バリューの残存口数: 59,760,000 口

〔手続きおよび日程〕

①法定公告(電子公告) 当社ホームページ(http://www.bansei-am.co.jp/) 上にて公告	平成 27 年 2 月 12 日(木)
②異議申立期間	平成 27 年 2 月 13 日(金)～平成 27 年 3 月 17 日(火)
③信託終了(予定日)	平成 27 年 4 月 30 日(木)

上記公告日現在の当ファンドの受益者は、上記の異議申立期間中に、ばんせい投信投資顧問株式会社に対し、書面により当ファンドの信託の終了に関するご異議を申し立てることができます。

なお、この繰上償還にご異議がない場合、何のお手続きも必要ございません。

(1) 繰上償還することが決定した場合

異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が、公告日(平成 27 年 2 月 12 日)現在の受益権口数の 2 分の 1 を超えない場合は、平成 27 年 4 月 30 日に当ファンドは繰上償還となります。なお、ファンドの取得申込最終日は平成 27 年 4 月 22 日までとさせていただきます。(販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

* 信託終了(繰上償還)の決定(平成 27 年 3 月 18 日予定)につきましては、当社ホームページ上にてご確認いただけます。

* 当該償還の日までの運用におきましては、委託者の判断により、組入資産の売却により資金化を図ってまいります。この結果、投資対象への投資比率は低下していきますので、予めご承知おきください。

(2) 繰上償還しないことが決定した場合

異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が、公告日(平成 27 年 2 月 12 日)現在の受益権口数の 2 分の 1 を超えた場合は当ファンドは繰上償還いたしません。この場合、繰上償還しない旨を、異議申立期間終了後、速やかに弊社ホームページにて公告し、書面にてご報告いたします。

〔異議申立方法について〕

予定しております繰上償還に対し、異議のある受益者の方は、官製はがき等の書面に以下の内容をご記入いただき、下記弊社窓口宛にご郵送下さい。(平成 27 年 3 月 17 日(火)必着)

(1)宛先

〒104-0033 東京都中央区新川 1-21-2 茅場町タワー3F

ばんせい投信投資顧問株式会社「中小型バリュウ」の繰上償還に関する異議申立窓口

(2)ご記入いただく内容

- | |
|---|
| ①住所
②氏名(署名、捺印)(法人の受益者の方は、法人名と代表名(署名、捺印)をお願いします。)
③電話番号(日中連絡先)
④販売会社名および取扱店名、口座番号*
⑤公告日現在の受益権口数***
⑥繰上償還に異議のある旨 |
|---|

※当ファンドを複数の口座でお持ちの方は、保有する全ての販売会社名および取扱店名、口座番号をご記入下さい。

- ※※ご自身の受益権口数をご不明の場合は、お取扱い販売会社へご確認の上、ご記入下さい、
- ・当該受益権をご解約された後に本状がお手元に届きました際は、ご異議お申立てできませんので、あしからずご了承下さい。
 - ・上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立てをお受けできなくなる場合がありますので、ご留意下さい。
 - ・異議申立てをされた受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様確認のための書類等を提出していただくことがあります。

(3)個人情報の取扱い

異議申立てされた受益者の方の上記「(2)ご記入いただく内容」については、当該繰上償還の決議のために弊社で使用するほか、以下の目的のために弊社と取扱販売会社、または、受託会社との間で、その内容を共有することにご同意いただけたものとして取り扱わせていただきます。

- ① 販売会社において、ご記入の内容の確認のため。
- ② 受託会社において、後述の買取請求を請求された場合、買取請求の手続きを行うため。

〔異議申立てされた受益者の買取請求の手続きについて〕

この信託終了(繰上償還)を行うことが決定した場合、異議申立された受益者は、以下の手続きにより、販売会社を通じて受託会社に対し、信託財産による買取りを請求することができます。

異議申立てを行った場合でも、必ず買取請求をしなければならないものではありません。引き続き保有していただくことも、通常の解約請求(一部解約)をしていただくこともできます。

この買取請求は、異議申立てされた受益者が、法令に基づいて受託会社に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。

買取請求期間 平成 27 年 3 月 23 日から平成 27 年 4 月 13 日まで(受託会社受理分)

(異議申立てされた受益者に対し、弊社より別途「買取請求のご案内」をお送りします。)

- ① 買取請求必要書類の記入
- ② 販売会社の取引店への買取請求必要書類の提出
- ③ 販売会社から委託会社を経由して受託会社への買取請求必要書類の送付
- ④ 受託会社での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行
- ⑤ 受託会社からご指定銀行口座への買取代金の支払い

買取価額は、原則、受託会社が買取請求必要書類を受理した日に算出される換金価額とさせていただきます。なお、上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金の支払いには、通常の一部解約よりも日数を要する可能性があり、また、振込手数料、郵送費用等は買取請求を行った受益者の負担とし、買取代金の中から差し引かせていただきます(通常の一部解約の場合これらの負担はございません。)

〔繰上償還が決定した場合の取得申込みおよび解約請求について〕

異議申立て期間中、買取請求期間中ともに、繰上償還に対し異議申立てされたか否かにかかわらず、平成 27 年 4 月 22 日まで販売会社において通常通り、取得申込みおよび解約請求を受付けます。(販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

※平成 27 年 4 月 23 日以降は、受付けを行いませんのでご了承ください。

以上

< 本件に対するお問い合わせ >

ばんせい投信投資顧問株式会社 電話番号:03-3523-8118 (受付時間:平日 午前 9 時～午後 5 時)